## 高島市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき平成26年度 定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり 公表する。

平成26年12月17日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 山川 恒雄

## 1. 監査の期間

平成 26 年 8 月 26 日から平成 26 年 12 月 16 日まで

# 2. 監査執行年月日および監査執行対象機関名

監査執行年月日	監査執行対象機関名	
平成26年9月25日	小•中学校	広瀬小学校、安曇川中学校
平成26年10月2日	教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、教育相談・課題対応室、教育研究所、高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール、青少年課、少年センター、あすくる高島、図書館
平成26年10月6日		学校給食課、各給食センター、文化財課、各資料館、市民スポーツ課、社会教育課、各公民館、中江藤樹記念館
平成26年10月28日	政策部、議会事務局	企画調整課、防災局、情報統計課、秘書広報課、議会事務局
平成26年10月29日	総務部	人事課、契約検査課、財政課、行政課、選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、行財政改革推進室
平成26年10月30日		税務課、納税課
平成26年11月14日	高島市民病院 健康福祉部	高島市民病院、介護老人保健施設 陽光の里、訪問看護ステーション
平成26年11月17日		社会福祉課、障がい福祉課、健康推進課、保険年金課
平成26年11月18日	  健康福祉部 	子育て支援課、子ども家庭相談課、健康いきいき応援セン ター、長寿介護課
平成26年11月25日		朽木診療所、朽木保育園

## 3. 監査の範囲

平成26年4月から監査執行時までの財務およびこれらに関連する事務の執行状況

# 4. 監査の方法

監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ 5. の資料について提出を求め、この中から抽出により関係書類および諸帳簿等を求めるとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況および内容等を聴取し、監査を実施した。

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

## 書類監査実施機関名

マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ北小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北 小学校、今津西小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校、朽木中学校、安曇小学校、青柳小学 校、本庄小学校、高島小学校、高島中学校、新旭南小学校、新旭北小学校、湖西中学校

マキノ東保育園、マキノ西保育園、今津東保育園、古賀保育園、高島保育園、カンガル一教室、マキノ児童館、さくら幼稚園、さくら保育園、なのはな幼稚園、なのはな保育園

## 5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 指名競争入札に関する調
- 4-2 随意契約に関する調
- 4-3 用地買収契約状況調
- 4-4 補償契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金および負担金交付状況調
- 6 各種研修会・視察等参加状況調
- 7 各種行事·講演会·研修会·教室等開催状況調
- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 11 懸案その他特に苦慮する業務の概要

〈小学校、中学校には次の資料を追加〉

- 学年別学級数、児童生徒数
- ・施設の概要
- 寄附採納状況調
- ・事故一覧表

〈幼稚園、保育園には次の資料を追加〉

- 園児数、組数
- ・施設の概要
- 寄附採納状況調
- ・事故一覧表

#### 6. 監査の結果

本年度の監査等計画の基本方針により、財務に関する事務の執行状況に加えて、保管金等における内部統制の有効性、随意契約・変更契約の理由および手続きについて、重点的に監査を実施した。

監査の結果は、財務事務の執行は、概ね適正と認められた。 なお、改善が望まれる事項および意見等は次のとおりである。

## 〈広瀬小学校〉

## ○備品台帳の整備について

市内各小・中学校では備品台帳システムが導入され、備品管理が行われているところであるが、システムを導入する以前に保有していた備品については、紙ベースによる台帳管理が行われていた。このシステムの有効活用と、適正な備品管理を行うため、システムによる一元的な管理を行われたい。

#### 〈安曇川中学校〉

## 〇公金外現金の取扱事務について

提出資料の各種団体等事務取扱調に記載されている公金外現金の経理帳簿の内容や 通帳・印鑑の保管状況について確認したところ、会計調書を予め作成することなく、 入出金が行われていた。

これら公金外現金の取扱については、「高島市教育委員会における公金外現金の取扱要領について」(平成19年11月1日通達)に基づき、収入・支出伝票を予め作成し、 複数の職員で確認を行い、相互牽制を図るなど、適正な事務処理に努められたい。

## 〈各小学校、各中学校共通事項〉

#### ○理科薬品等の適正管理について

理科薬品等の適正管理については、昨年度の定期監査において意見したところであるが、「理科薬品等の適切な管理について」(平成26年9月8日学校教育課長通知)に基づき、日頃から事故防止に心がけ、定められた薬品台帳様式を使用し、保管状況を明確にするなど、適正な管理に努められたい。

#### ○消耗品・切手の適正管理について

市内各小・中学校においては事務を円滑に進めるため、消耗品や切手が保管され、必要に応じて使用されているところであるが、消耗品の受払簿が備えられていない学校が見受けられた。教育委員会事務局所管課において市内共通の各受払簿様式を作成し、各学校においては、市内共通様式を使用し、消耗品等の適正な管理に努められたい。

#### 〈学校給食課〉

#### ○学校給食における地産地消について

地元特産品の定着促進を目的に、学校給食への供給拡大に取り組まれているところであり、地場産物(野菜)の使用割合を平成28年度には40%に向上させるとされているが、監査時における現状は、目標には届かない数値予測となっている。目標達成に向けて、関係各課との連携を図り、生産者等と協議を重ねながら、食材を安定的に確保できる体制を構築されたい。

#### 〈教育総務課〉

## ○学校空調設備設置工事の変更契約について

小・中学校の空調設備(エアコン)設置工事契約において、変更契約がなされており、その理由について確認したところ、使用電気量を抑制する装置(デマンドコントロール装置)を追加したとのことであった。この装置はメーカーによってシステムや金額にばらつきがあるものの、当初の設計段階で反映させることは可能と考えられる。 来年度以降も計画的に、未実施校の工事が行われる予定であることから、その必要が あれば当初の設計に反映し、契約手続きを行われたい。

## 〈財政課〉

## 〇市所有車両にかかる適正な台帳整備について

高島市が所有する車両の台帳を確認したところ、指定管理施設で使用するものとして指定管理者へ貸与している車両が数台見受けられた。しかし、一般財団法人朽木むらおこし公社との指定管理施設にかかる基本協定書の備品リストには貸与車両が登載されていないため、財政課所有の車両台帳と指定管理者への貸与備品リストとの整合を図るとともに、車両台帳を定期的に確認し、適正な台帳整備に努められたい。

#### 〈子育て支援課〉

## 〇病児保育事業の利用率向上について

子どもが病気の時、保護者が仕事等により家庭で保育することが困難な場合に、一時的に保育する病児保育事業について、高島市民病院と委託契約を締結し、病院内で実施されている。当事業の平成25年度実績は、ひと月当たり平均して20.3日開設し、その内5.3日の利用となっている。保護者の子育てと就労の両立を支援する目的の事業であり、共働きの保護者のニーズは大きいと察するが、実績とのギャップが大きく、利用率の向上に向けた抜本的な改善が必要であると考える。未登録者へのPRに努めることをはじめ、利用しやすい制度へ見直しを行うなど、利用率向上に向けた取り組みに努められたい。

## 〈高島市民病院〉

#### 〇医業未収金の適正管理について

医業未収金の適正な管理については、平成25年度決算審査の指摘事項となっており、 現在、鋭意原因究明に努められているところであるが、患者が負担する一部負担金の 未収金管理については、医事システムと財務会計システムにおける未収金残高の突合 を毎月末に定期的に行うなど、未収金の適正な管理に努めるとともに、国民健康保険 団体連合会などの審査・支払機関へ請求する診療報酬の未収金管理については、他病 院の事例を研究するなど、新たに不明瞭な未収金が発生することのないよう、万全の 対応策を検討されたい。

# 〈介護老人保健施設 陽光の里〉

### ○施設改修および設備更新にかかる中長期計画の策定について

本年度において、施設内のエレベーターのワイヤーロープおよびブレーキ等の交換を計画し、修繕が行われているが、これに加えて、インバータが突発的に故障し、人が閉じ込められるという事案が発生している。今回は幸い、大事には至らなかったものの、当施設は建設後17年が経過しており、今後、大規模な改修や設備の更新が予測されることから、施設の長寿命化や安全管理の観点からも、中長期的な改修・更新計画を策定され、計画的に施設改修および設備更新を進められたい。

#### 〈朽木診療所〉

#### 〇医業収入に係る会計事務について

診療収入の調定について、患者からの収入である一部負担金は、実質入金額を調定されているが、未収金については、調定が行われていない状況である。また、各健康保険の保険者へ請求する診療報酬の調定についても、各保険者から入金があった額を

調定額として会計処理され、診療報酬の未収金については、これも同様に調定されていない。本来、調定とは、歳入が確定したとき、すなわち歳入にかかる納入義務者や納入額等が決定したときに行うものであることに十分留意されたい。

さらに、診療報酬の請求事務について、平成26年9月診療分の請求額のうち、12,432円分が国民健康保険から返戻となっていたが、その返戻レセプトの事後処理(再請求か取り下げ)がどのように処理されたか確認できず、返戻レセプトの管理が不十分であった。診療報酬は直営診療施設の主たる歳入であり、請求漏れが発生することはあってはならない。再請求の事務処理にかかる手続きを明確にし、適正な事務執行に努められたい。

以上